



2023年5月22日

各位

会社名：フジ日本精糖株式会社
代表者名：代表取締役社長 櫻田 誠司
(コード番号 2114 東証スタンダード)
問合せ先：取締役上席執行役員管理本部長
吉水あつ子

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2023年6月23日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、定款第15条及び第24条に定める招集権者及び議長について変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第4章取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第3章株主総会 (招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第4章取締役および取締役会 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月23日

定款変更の効力発生日 2023年6月23日

以上